

買受け及び借受けの要望を受け付ける物件

ここに掲載されている物件は、買受け及び借受けの要望を受け付けています。
 国有地の売払い及び貸付けは、原則、一般競争入札により契約相手方、契約金額を決定することとなります。
 借受けの要望を受け付ける物件は、物件により貸付けのできる用途・期間が異なります。また、貸付期間が満了した場合には、直ちに原状回復のうえ返還していただく必要があります。さらに、ご要望をいただいた場合でも、公序良俗に反する使用や使用目的によってはお貸しできない場合があります。
 買受けや借受けの要望に関する詳細については、各物件を管轄する財務局・各財務事務所・出張所の担当課（統括）へ直接お問い合わせください。
 ホームページの更新の都合上、既に売払いや貸付けの手続を行っている場合がありますのでご了承ください。

問い合わせ先	0166-31-4151
--------	--------------

令和8年6月25日現在

整理番号	所在地	登記地目	面積 (平方メートル)	買受要望				借受要望					事務所等	担当	電話番号	備考 (※7)		
				買受 要望	買受参考価格(※1)		貸付けの種類					借受可能 期間					借受要望 受付期間	借受参考 貸付料等 (※6)
					前入札時 の最低売却 価格(円)	前入札の 公示日	一時 貸付け (※2)	3年を 超える 貸付け (※3)	事業用 定期 借地権 の設定 による 貸付け (※4)	一般 定期 借地権 の設定 による 貸付け (※5)								
1	旭川市 春光1条9丁目31番	宅地	460.85	×	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	旭川	管財課	上記問い合わせ先の通り		
2	旭川市 春光6条3丁目6番	宅地	963.39	×	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	旭川	管財課	上記問い合わせ先の通り		
3	旭川市 志和8条3丁目66番906、 同番908	宅地	276.42	○	1,370,000	R5.11.10	○	○	○	×	個別照会	随時受付中	—	旭川	管財課	上記問い合わせ先の通り		
4	旭川市 永山北3条7丁目3番2	雑種地	12,870.53	○	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	旭川	管財課	上記問い合わせ先の通り		
5	旭川市 緑が丘2条4丁目4番2	宅地	3,104.97	○	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	旭川	管財課	上記問い合わせ先の通り	建物有	
6	旭川市 緑が丘2条4丁目4番3	宅地	1,228.40	○	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	旭川	管財課	上記問い合わせ先の通り		
7	留萌市 大町1丁目123番1、124 番、大町2丁目9番4、同 番21	宅地	4,795.73	○	8,670,000	H26.9.17	○	○	○	×	個別照会	随時受付中	—	旭川	管財課	上記問い合わせ先の通り	管理委託中	
8	留萌市 大町2丁目9番44	宅地	746.41	○	1,140,000	R6.11.8	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	旭川	管財課	上記問い合わせ先の通り		
9	留萌市 沖見町3丁目92番2	宅地	3,175.94	○	—	—	○	○	○	×	個別照会	随時受付中	—	旭川	管財課	上記問い合わせ先の通り		
10	留萌市 沖見町3丁目218番	宅地	12,771.85	○	19,900,000	R7.10.24	×	×	×	×	—	—	—	旭川	管財課	上記問い合わせ先の通り	先着順売却物件	
11	留萌市 沖見町6丁目4番2、同番3	宅地	733.56	○	1,530,000	R6.11.8	○	○	○	×	個別照会	随時受付中	—	旭川	管財課	上記問い合わせ先の通り		
12	留萌市 寿町3丁目9番2	宅地	890.05	○	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	旭川	管財課	上記問い合わせ先の通り		
13	留萌市 見晴町2丁目35番1	宅地	14,140.42	○	18,000,000	R7.10.24	×	×	×	×	—	—	—	旭川	管財課	上記問い合わせ先の通り	先着順売却物件	
14	留萌市 見晴町4丁目12番1、13 番、14番1、15番1	宅地	2,472.42	○	—	—	○	○	○	×	個別照会	随時受付中	—	旭川	管財課	上記問い合わせ先の通り		
15	留萌市 元川町1丁目20番1、21番 1、22番1、25番1、26番1	宅地	8,027.81	×	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	旭川	管財課	上記問い合わせ先の通り		
16	稚内市 恵比須4丁目1035番3	宅地	915.33	×	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	旭川	管財課	上記問い合わせ先の通り		
17	稚内市 恵比須5丁目935番19	宅地	2,370.69	×	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	旭川	管財課	上記問い合わせ先の通り	建物有	
18	稚内市 恵比須5丁目935番27	宅地	1,385.28	×	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	旭川	管財課	上記問い合わせ先の通り		
19	稚内市 栄1丁目1649番25、同番 26、同番284、同番286	宅地	2,159.19	○	5,380,000	R5.11.10	○	○	○	×	個別照会	随時受付中	—	旭川	管財課	上記問い合わせ先の通り		
20	稚内市 末広3丁目9番57	宅地	1,444.06	○	29,096,000	R7.10.24	×	×	×	×	—	—	—	旭川	管財課	上記問い合わせ先の通り	建物有 先着順売却物件	
21	稚内市 宝来3丁目172番9	宅地	814.14	×	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	旭川	管財課	上記問い合わせ先の通り		
22	稚内市 緑5丁目1610番133、同番 498	宅地	4,634.98	○	7,810,000	R7.10.24	×	×	×	×	—	—	—	旭川	管財課	上記問い合わせ先の通り	先着順売却物件	
23	士別市 東1条5丁目2番1	宅地	156.82	○	1,630,000	R7.10.24	×	×	×	×	—	—	—	旭川	管財課	上記問い合わせ先の通り	先着順売却物件	

整理番号	所在地	登記地目	面積 (平方メートル)	買受要望			借受要望						事務所等	担当	電話番号	備考 (※7)	
				買受参考価格(※1)		貸付けの種類				借受可能期間	借受要望受付期間	借受参考貸付料等(※6)					
				買受要望	前回入札時の最低売却価格(円)	前回入札の公示日	一時貸付け(※2)	3年を超える貸付け(※3)	事業用定期借地権の設定による貸付け(※4)								一般定期借地権の設定による貸付け(※5)
24	名古屋市 西1条北1丁目13番1	宅地	1,304.26	×	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	旭川	管財課	上記問い合わせ先の通り	
25	上川郡和寒町 字東町91番1	宅地	343.39	○	584,000	R5.11.10	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	旭川	管財課	上記問い合わせ先の通り	
26	増毛郡増毛町 永寿町5丁目68番	宅地	396.68	○	2,340,000	R5.11.10	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	旭川	管財課	上記問い合わせ先の通り	
27	天塩郡天塩町 字川口1466番112	宅地	1,643.23	○	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	旭川	管財課	上記問い合わせ先の通り	

(注) 上記の記載事項は掲載時点のものであり、分合筆や物件調査等の結果、変更となる場合があります。

(※1) 「買受参考価格」は、直近の入札の際に公告した最低売却価格(予算決算及び会計令臨時特例(昭和21年勅令第558号)第4条の15の規定に基づいて公告する予定価格をいう。以下同じ。)を掲載しています。なお、一般競争入札等により売り払う場合には、別途最低売却価格又は予定価格を算定することとなるため、実際に売り払う場合の最低売却価格等と「買受参考価格」は大きく異なる場合があります。

(※2) 「一時貸付け」は、貸付期間が3年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング(時間貸し・月極)、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。

(※3) 「3年を超える貸付け」は、貸付期間が3年超30年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング(時間貸し・月極)、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。ただし、10年超の貸付けについては、建物所有を目的とした使用はできません。

(※4) 「事業用定期借地権の設定による貸付け」は、貸付期間が10年以上30年以内の貸付けです。

(※5) 「一般定期借地権の設定による貸付け」は、貸付期間が50年以上の貸付けです。

(※6) 「借受参考貸付料等」は、一時貸付等の入札を実施している場合に公告した直近の最低貸付料(予算決算及び会計令臨時特例(昭和21年勅令第558号)第4条の15の規定に基づいて公告する予定価格をいう。以下同じ。)、 「貸付けの種類」、「貸付期間」及び「貸付数量」を掲載しています。なお、一般競争入札等により貸し付ける場合には、別途予定価格を算定することとなるため、実際に貸し付ける場合の最低貸付料と「借受参考貸付料」は大きく異なる場合があります。

(※7) 「建物有」と表記のある物件は、原則、建物敷地以外の貸付けとなります。